

最高裁秘書第1510号

令和2年7月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

5月27日付けで最高裁判所が下記2の司法行政文書を一部開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

72期二回試験に関する以下の文書

- 1 受託業者の技術審査願
- 2 受託業者の御見積書及び内訳書
- 3 受託業者の請求書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第1591号

令和2年7月10日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

7.2期二回試験に関する受託業者の御見積書及び内訳書

2 苦情の申出がされた日

令和2年6月3日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第10号

(2) 謝問日

令和2年7月3日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1593号

令和2年7月10日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

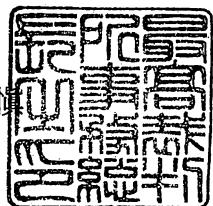
諮問番号 令和2年度（最情） 諮問第10号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年7月3日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部開示の判断に対し、行政機関情報公開法第5条第2号イに規定する不開示情報に相当する情報が含まれている部分について不開示を求める旨主張しているところ、下記のとおり別紙記載の部分（以下「本件追加不開示部分」という。）については不開示とすべきであると考える。

記

1 開示申出の内容

72期二回試験に関する以下の文書

- (1) 受託業者の技術審査願
- (2) 受託業者の御見積書及び内訳書
- (3) 受託業者の請求書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和2年5月27日付けで一部開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

1の(2)の申出に対して開示した文書（「2019年6月26日付け見積書」。以下「本件文書」という。）には、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人の印影、単価等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当すると認められる。一方で、原判断時においては、本件文書中「【内

訳書】」の備考欄に記載されている、業務委託時における受注者の各要員の稼働時間と思われる時間については、これを開示したとしても単価計算等金額の算出は行えないものとして、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報には相当しないと判断した。

しかしながら、本件苦情の申出を踏まえて検討した結果、苦情申出書記載のとおり、稼働時間は仕様書に定めがなく、受注者の裁量に委ねられている事項であることから、本件文書の備考欄に記載されている稼働時間については、公にすることにより法人の正当な利益を害するおそれがあるものとして、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当すると認めることが相当と考えるに至った。

よって、本件文書中、本件追加不開示部分は不開示とすべきである。

別紙

本件文書中、3枚目及び5枚目の各内訳書の備考欄に記載された時間